

【公開版】

日本原燃株式会社	
資料番号	共通 03 R0
提出年月日	令和 3 年 4 月 16 日

設工認に係る補足説明資料

(技術基準規則) 新規制基準を受けて追加等された
要求事項及び変更等した項目の明確化

目 次

1. 概要.....	1
2. 追加等された要求事項及び変更等した項目の抽出.....	1
3. 設工認申請で変更が必要な事項の展開.....	2
4. まとめ.....	2
添付－1 技術基準規則での変更要求事項の抽出フロー	
添付－2 変更された技術基準規則の条文、規則の変更によらず変更する 事項の整理（再処理施設）	
添付－3 変更された技術基準規則の条文、規則の変更によらず変更する 事項の整理（MOX燃料加工施設）	
添付－4 要求事項の変更条文等と申請設備の紐づけ	
添付－5 許可基準と技術基準規則の紐づけ（再処理施設）	
添付－6 許可基準と技術基準規則の紐づけ（MOX燃料加工施設）	
添付－7 技術基準規則等での変更申請における変更要件と設工認申請で 申請する設備との関係の整理結果	

1. 概要

- 本資料は、再処理施設、MOX燃料加工施設に関する設工認申請における前提条件の整理として、再処理施設の技術基準に関する規則およびその解釈ならびに加工施設の技術基準に関する規則およびその解釈（以下、「技術基準規則」という）で新規制基準を受けて追加等（追加、明確化（充実））した項目、その他の設計変更を実施した項目を設工認申請において漏れなく反映する考え方について補足説明を行うものである。
- 今回の設工認申請書では、新規制基準を受けた技術基準規則において要求事項が追加等された条文の要求事項への対応内容を記載する必要がある。
- そのため、新規制基準を受けた技術基準規則で要求事項の追加等された条文を明確にすることにより、設工認申請書に記載する内容を明確にする。
- また、技術基準規則での要求事項の変更によらず、今回の設工認申請において設計変更を行う事項が存在することから、設計変更を行う事項に対応する設備の工事内容または対応する技術基準規則を明確にした。これにより、設工認申請書に記載する内容を明確にする。

2. 追加等された要求事項及び変更等した項目の抽出

- 設工認申請書では、設計及び工事の計画が事業指定、事業許可（変更許可）によるものであること、技術基準規則に適合するものであることを示す必要がある。
- そのため、技術基準規則で新規制基準を受けて追加等した条文について、下記のプロセスにて抽出を行った。

【新規制基準を受けた技術基準規則の変更条文】

- 新規制基準に基づき改正された技術基準規則と、従前の設計及び工事の方法の技術基準規則とを条文ごとに比較し、新規制基準を受けて追加等された要求事項を抽出する。これにより、新規制基準を受けて技術基準適合性の観点で設工認申請書に反映すべき事項を明確にする。

【新規制基準を受けた技術基準規則の変更によらず変更する事項】

- 技術基準規則での要求事項の変更によらず、今回の設工認申請において設計変更を行う事項があることから、反映すべき事項を技術基準規則条文との関連を踏まえて明確にする。
- なお、再処理施設については建設設工認が全て認可され、設備が設置された状態であるため、設計変更を行う工事内容を明確にした上で、当該設工認の対応方針を定める。

- 新規制基準に基づき改正された技術基準規則と、従前の設計及び工事の方法の技術基準規則を条文ごとに要求事項が追加等された条文及び要求内容、規則の変更によらず設計変更等した事項の整理を行った結果を踏まえ、申請設備に対する変更要求の扱いを整理し、変更申請としての

取扱い方法を明確にする（添付－１参照）。

- 新規制基準を受けて要求事項が追加等された条文のうち、共通的な設計要件に係る条文については、共通事項として分類する。それ以外の条文は申請対象設備との関係を踏まえ、申請対象設備に係る要件については変更あり、関係しない要件については該当なしとして分類する。
- また、要求事項が追加等されていない条文については、設計変更の有無を確認し、設計変更の内容が仕様表、添付説明書、計算書等の仕様や評価条件等の変更に該当するか確認する。
- 設計変更の内容により仕様表、添付説明書、計算書等の変更を必要とする事項の場合は、上記と同じように共通事項、変更あり、該当なしに分類する。
- 仕様表、添付説明書、計算書等の変更が生じない事項は、変更なしとして分類し、変更が生じないとした根拠を明確にする。
- なお、要求事項が追加等された条文についても、設計変更の有無の確認等を要求事項が追加等されていない条文と同様に行う。
- 変更された技術基準規則の条文、規則の変更によらず変更する事項の整理結果を添付－２（再処理施設）、添付－３（MOX燃料加工施設）に示す。また、要求事項の変更条文等と申請設備の紐づけを添付－４に示す。
- なお、MOX燃料加工施設の未申請設備については、新規制基準を踏まえた技術基準規則で要求された事項について、従前の技術基準規則からの変更の有無にかかわらず設工認申請書に反映する。

3. 設工認申請で変更が必要な事項の展開

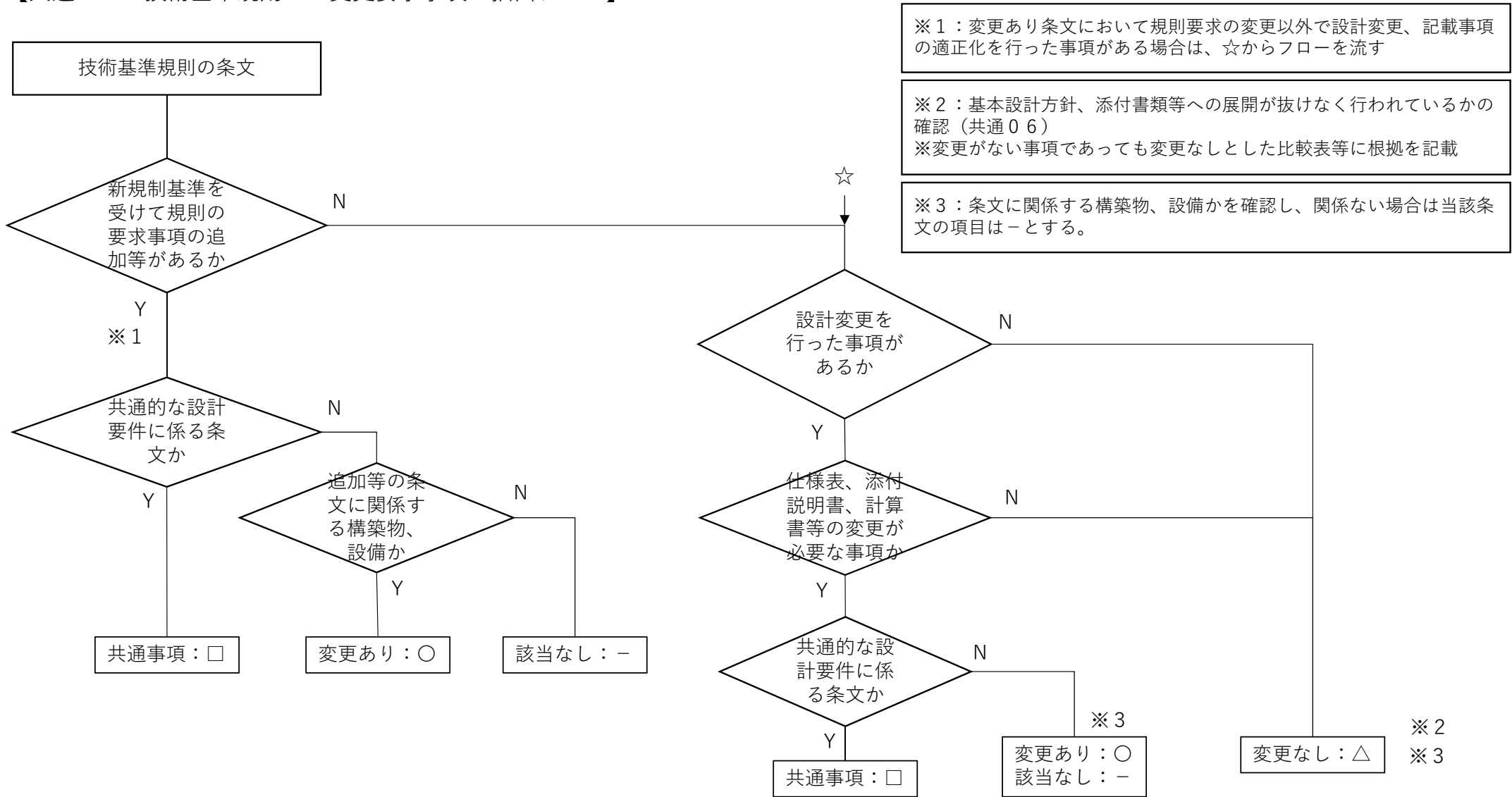
- 設工認申請で変更が必要な事項の全体を整理する観点で、共通02における再処理施設の事業指定基準規則またはMOX燃料加工施設の事業許可基準規則（以下、「許可基準」という）との関係、および本資料の2.で整理した技術基準規則との関係を各々の規則の条文を紐づけることにより、事業変更許可申請書で示した設計を抜けなく設工認申請書に展開する。
- 許可基準の要求事項と技術基準規則の要求事項を比較し、同じ要求事項を紐づけし、さらに要求事項が直接紐づかないものについては、技術基準規則のどの条文に紐づくかを明確にする。

4. まとめ

- 上記の整理結果として、許可基準と技術基準規則の紐づけを添付－５（再処理施設）、添付－６（MOX燃料加工施設）に、共通02及び本資料で実施した技術基準規則等での変更申請における変更要件と設工認申請で申請する設備との関係の整理結果を添付－７に示す。

以 上

【共通03：技術基準規則での変更要求事項の抽出フロー】



技術基準規則における要求事項の追加、明確化された事項		技術基準規則変更を受け実施する設計変更等
第2章 安全機能を有する施設		
第4条	核燃料物質の臨界防止	変更なし
第5条	安全機能を有する施設の地盤	追加（施設を十分に支持することができる地盤に設けること、変形（支持地盤の傾斜、掘み、不等沈下、液化化及び揺すり込み沈下等）した場合においてもその安全機能が損なわれる恐れがない地盤に設けること等）
第6条	地震による損傷の防止	一部要求事項の追加（水平2方向）
第7条	津波による損傷の防止	追加（供用中に施設に大きな影響を及ぼすおそれがある津波に対して安全機能が損なわれるおそれがないこと）
第8条	外部からの衝撃による損傷の防止	追加（想定される自然現象に対する防護措置等、想定される人為事象に対する防護措置、航空機の墜落に対する防護措置等）
第9条	再処理施設への人の不法な侵入等の防止	追加（人の不法な侵入、不正アクセス行為等を防止するための措置）
第10条	閉じ込めの機能	変更なし
第11条	火災等による損傷の防止	一部要求事項の追加（3項：一般火災に対する火災防護審査基準への適合させるための設計基本方針、設備等）
第12条	再処理施設内における溢水による損傷の防止	追加（溢水の発生によりその安全機能を損なうおそれがある場合の防護措置等）
第13条	再処理施設内における化学薬品の漏えいによる損傷の防止	追加（化学薬品の漏えいの発生によりその安全機能を損なうおそれがある場合の防護措置等）
第14条	安全避難通路等	追加（容易に識別できる安全避難通路、避難用の照明、設計基準事故が発生した場合に用いる照明の設置等）
第15条	安全上重要な施設	変更なし
第16条	安全機能を有する施設	追加（1項：環境条件に対する機能維持、2項：試験・検査、3項：保守・修理、4項：内部発生飛散物に対する考慮、5項：二以上の原子力施設との共用）
第17条	材料及び構造	変更なし
第18条	搬送設備	変更なし
第19条	使用済燃料の貯蔵施設等	変更なし
第20条	計測制御系統施設	変更なし
第21条	放射線管理施設	変更なし
第22条	安全保護回路	一部要求事項の追加（2項五号：不正アクセス行為等に対する防護措置）
第23条	制御室等	一部要求事項の追加（2項：制御室等に設置する装置への誤操作防止の防護措置、3項：再処理施設外部の状況把握装置の設置、4項：再処理施設の状態監視設備および施設安全性確保のために必要な手動操作設備の設置、5項一号：有毒ガスに対する防護）
第24条	廃棄施設	変更なし
第25条	保管廃棄施設	変更なし
第26条	使用済燃料等による汚染の防止	変更なし
第27条	遮蔽	変更なし
第28条	換気設備	変更なし
第29条	保安電源設備	一部要求事項の追加（3項：保安電源設備に対する措置、4項：二回線による電力系統への連携、5項：非常用電源設備から給電される安重施設の機能確保を行うための容量）
第30条	緊急時対策所	追加（1項：緊急時対策所の設置、2項：有毒ガスに対する防護）
第31条	通信連絡設備	追加（多様性を確保した通信連絡設備の設置等）
第3章 重大事故等対処施設		
第32条	重大事故等対処施設の地盤	追加（重大事故に対する対処設備の設置等）
第33条	地震による損傷の防止	
第34条	津波による損傷の防止	
第35条	火災等による損傷の防止	
第36条	重大事故等対処設備	
第37条	材料及び構造	
第38条	臨界事故の拡大を防止するための設備	
第39条	冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備	
第40条	放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備	
第41条	有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備	
第42条	使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備	
第43条	放射性物質の漏えいに対処するための設備	
第44条	工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備	
第45条	重大事故等への対処に必要な水の供給設備	
第46条	電源設備	
第47条	計装設備	
第48条	制御室	
第49条	監視測定設備	
第50条	緊急時対策所	
第51条	通信連絡を行うために必要な設備	

【技術基準規則の変更によらず変更する事項】

No.	工事内容	概要	技術基準規則変更によらず実施する設計変更等
1	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋 非常用無停電電源装置の更新工事	非常用無停電電源装置の更新を実施する。	要求事項に変更はないが、設備の更新等の対象に関連する規則条文への適合 (左記案件については、申請対象設備の選定により対象を抽出し、関連する規則条文等を明確にした上で、必要な設工認対応を実施する。)
2	前処理建屋 可溶性中性子吸収材濃度計の更新工事	当該計器の信号増幅器、信号変換器等の製造中止に伴い保守が困難な状況であることから、設備更新を実施する。	
3	UO ₃ 粉末分析試料一時保管ボックスの設置	役務契約に基づきアーカイブ試料の保管が必要となることから、一時保管庫を設置する。	
4	屋外消火栓の配置変更工事	屋外消火栓の配置変更工事を実施する。	

変更された技術基準規則の条文、規則の変更によらず変更する事項の整理（MOX燃料加工施設）

技術基準規則における要求事項の追加、明確化された事項		技術基準規則変更によらず実施する設計変更等	
第2章 安全機能を有する施設			
第4条	核燃料物質の臨界防止	変更なし	—
第5条	安全機能を有する施設の地盤	追加（施設を十分に支持することができる地盤に設けること、変形した場合においてもその安全機能が損なわれるおそれがない地盤に設けること等）	要求事項への適合
第6条	地震による損傷の防止	一部要求事項の明確化（3項 地震により生ずる斜面の崩壊、水平2方向）	要求事項への適合
第7条	津波による損傷の防止	追加（供用中に施設に大きな影響を及ぼすおそれがある津波に対して安全機能が損なわれるおそれがないこと）	要求事項への適合
第8条	外部からの衝撃による損傷の防止	追加（想定される自然現象に対する防護措置等、想定される人為事象に対する防護措置、航空機の墜落に対する護措置等）	要求事項への適合
第9条	加工施設への人の不法な侵入等の防止	追加（人の不法な侵入、不正アクセス行為等を防止するための措置等）	要求事項への適合
第10条	閉じ込めの機能	変更なし	—
第11条	火災による損傷の防止	変更なし	—
第12条	加工施設内における溢水等による損傷の防止	追加（溢水の発生によりその安全性を損なうおそれがある場合の防護措置等）	要求事項への適合
第13条	安全避難通路等	追加（容易に識別できる安全避難通路、避難用の照明、設計基準事故が発生した場合に用いる照明の設置等）	要求事項への適合
第14条	安全機能を有する施設	一部要求事項の追加（1項 環境条件に対する機能維持、2項 試験・検査、3項 内部発生飛散物に対する考慮）	要求事項への適合
第15条	材料及び構造	変更なし	—
第16条	搬送設備	変更なし	—
第17条	核燃料物質の貯蔵施設	追加（核燃料物質の崩壊熱を安全に除去できる設備の設置）	—
第18条	警報設備等	変更なし	—
第19条	放射線管理施設	変更なし	—
第20条	廃棄施設	変更なし	—
第21条	核燃料物質等による汚染の防止	変更なし	—
第22条	遮蔽	変更なし	要求事項に変更はないが、遮蔽蓋の一部取りやめ、しゃへい扉の一部材料変更
第23条	換気設備	変更なし	—
第24条	非常用電源設備	変更なし	—
第25条	通信連絡設備	追加（多様性を確保した通信連絡設備の設置等）	要求事項への適合
第3章 重大事故等対処施設			
第26条	重大事故等対処施設の地盤	追加	要求事項に対する適合
第27条	地震による損傷の防止		
第28条	津波による損傷の防止		
第29条	火災等による損傷の防止		
第30条	重大事故等対処設備		
第31条	材料及び構造		
第32条	臨界事故の拡大を防止するための設備		
第33条	閉じ込めの機能の喪失に対処するための設備		
第34条	工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備		
第35条	重大事故等への対処に必要な水の供給設備		
第36条	電源設備		
第37条	監視測定設備		
第38条	緊急時対策所		
第39条	通信連絡を行うために必要な設備		

技術基準規則	技術基準規則の変更事項 ※変更あり●、変更なし-	設計要件等の変更事項 ※変更あり●、変更なし-	建物										設備							
			燃料加工建屋	グローブボックス		グローブボックス内装機器	燃料集集体組立工程搬送設備 組立クレーン	グローブボックス		グローブボックス内装機器	グローブボックス排気設備	非常用発電機	容器		放射線管理施設	通信連絡				
				ペレット一時保管棚	ペレット一時保管棚	均一化混合装置		均一化混合装置	分析済廃液処理装置	ガンマ線エリアモニタ			燃料加工建屋データ収集装置							
第2章 安全機能を有する施設																				
第4条	核燃料物質の臨界防止	-	-	-	△					○	-	-	-	○	-	-				
第5条	安全機能を有する施設の地盤	●																		
第6条	地震による損傷の防止	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
第7条	津波による損傷の防止	●																		
第8条	外部からの衝撃による損傷の防止	●	○	※防護設備を収容する建屋	-	-	-	-	-	-	○	○	-	-	-	-				
第9条	加工施設への人の不法な侵入等の防止	●																		
第10条	閉じ込めの機能	-	-	△	※仕様、評価条件等に変更がない	△	-	-	○	-	○	-	○	-	-	-				
第11条	火災による損傷の防止	-	-	△	※仕様、評価条件等に変更がない	-	-	-	○	-	○	○	-	-	-	-				
第12条	加工施設内における漏水等による損傷の防止	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
第13条	安全避難通路等	●	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
第14条	安全機能を有する施設	●	-	○	○	-	-	-	○	-	○	○	-	-	-	-				
第15条	材料及び構造	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	-	-	-				
第16条	搬送設備	-	-	-	-	-	△	-	-	○	-	-	-	-	-	-				
第17条	核燃料物質の貯蔵施設	-	-	-	-	△	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-				
第18条	警報設備等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-				
第19条	放射線管理施設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-				
第20条	廃棄施設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-				
第21条	核燃料物質等による汚染の防止	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
第22条	遮蔽	-	●	○	※設計変更の反映	△	△	-	-	-	-	-	○	-	-	-				
第23条	換気設備	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	-	-	-	-	-				
第24条	非常用電源設備	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-				
第25条	通信連絡設備	●	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
第3章 重大事故等対処施設																				
26条	重大事故等対処施設の地盤	●																		
27条	地震による損傷の防止	●	○																	
28条	津波による損傷の防止	●	○																	
29条	火災等による損傷の防止	●	-																	
30条	重大事故等対処設備	●	○																	
31条	材料及び構造	●	-																	
32条	臨界事故の拡大を防止するための設備	●	-																	
33条	閉じ込める機能の喪失に対処するための設備	●	-																	
34条	工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備	●	-																	
35条	重大事故等への対処に必要な水の供給設備	●	-																	
36条	電源設備	●	-																	
37条	監視測定設備	●	-																	
38条	緊急時対策所	●	-																	
39条	通信連絡を行うために必要な設備	●	-																	

※凡例：○ 変更あり、△ 変更なし、□ 共通事項、- 該当なし

許可基準と技術基準規則の紐付け（再処理施設）

事業指定基準規則		事業指定基準規則の変更事項 ※変更あり●、変更なしー	事業指定基準規則の変更 によらず実施する設計変更 ※変更あり●、変更なしー	技術基準規則	技術基準規則の変更事項 ※変更あり●、変更なしー	変更申請における変更要件
第二条	核燃料物質の臨界防止	—	—	第四条	核燃料物質の臨界防止	—
第三条	遮蔽等	—	●	第二十七条	遮蔽	—
第四条	閉じ込めの機能	—	—	第十条	閉じ込めの機能	—
				第二十六条	使用済燃料等による汚染の防止	—
				第二十八条	換気設備	—
第五条	火災等による損傷の防止	●	●	第十一条	火災等による損傷の防止	●
第六条	安全機能を有する施設の地盤	●	●	第五条	安全機能を有する施設の地盤	●
第七条	地震による損傷の防止	●	●	第六条	地震による損傷の防止	●
第八条	津波による損傷の防止	●	●	第七条	津波による損傷の防止	●
第九条	外部からの衝撃による損傷の防止	●	●	第八条	外部からの衝撃による損傷の防止	●
第十条	再処理施設への人の不法な侵入等の防止	●	●	第九条	再処理施設への人の不法な侵入等の防止	●
第十一条	溢水による損傷の防止	●	●	第十二条	再処理施設内における溢水による損傷の防止	●
第十二条	化学薬品の漏えいによる損傷の防止	●	●	第十三条	再処理施設内における化学薬品の漏えいによる損傷の防止	●
第十三条	誤操作の防止	●	●	(第十六条)	安全機能を有する施設	—
第十四条	安全避難通路等	●	●	第十四条	安全避難通路等	●
第十五条	安全機能を有する施設	●	●	第十五条	安全上重要な施設	—
				第十六条	安全機能を有する施設	●
				(第十六条)	安全機能を有する施設	—
第十六条	運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故の拡大の防止	—	—	(第十六条)	安全機能を有する施設	—
第十七条	使用済燃料の貯蔵施設等	—	●	第十九条	使用済燃料の貯蔵施設等	—
第十八条	計測制御系統施設	—	—	第二十条	計測制御系統施設	—
第十九条	安全保護回路	—	●	第二十二条	安全保護回路	●
第二十条	制御室等	—	●	第二十三条	制御室等	●
第二十一条	廃棄施設	—	●	第二十四条	廃棄施設	—
第二十二条	保管廃棄施設	—	●	第二十五条	保管廃棄施設	—
第二十三条	放射線管理施設	—	—	第二十一条	放射線管理施設	—
第二十四条	監視設備	—	●	第二十九条	保安電源設備	●
第二十五条	保安電源設備	—	●	第三十条	緊急時対策所	●
第二十六条	緊急時対策所	—	●	第三十一条	通信連絡設備	●
第二十七条	通信連絡設備	—	●	第十七条	材料及び構造	—
—	—	—	—	※関連する事業許可基準規則の条文：第四条	閉じ込めの機能	—
—	—	—	—	第十八条	搬送設備	—
—	—	—	—	※関連する事業許可基準規則の条文：第四条	閉じ込めの機能	—
第二十八条	重大事故等の拡大の防止等	—	●	(第三十六条)	重大事故等対処設備	—
第二十九条	火災等による損傷の防止	—	●	第三十五条	火災等による損傷の防止	●
第三十条	重大事故等対処施設の地盤	—	●	第三十二条	重大事故等対処施設の地盤	●
第三十一条	地震による損傷の防止	—	●	第三十三条	地震による損傷の防止	●
第三十二条	津波による損傷の防止	—	●	第三十四条	津波による損傷の防止	●
第三十三条	重大事故等対処設備	—	●	第三十六条	重大事故等対処設備	●
—	—	—	—	第三十七条	材料及び構造	●
第三十四条	臨界事故の拡大を防止するための設備	—	●	第三十八条	臨界事故の拡大を防止するための設備	●
第三十五条	冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備	—	●	第三十九条	冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備	●
第三十六条	放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備	—	●	第四十条	放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備	●
第三十七条	有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備	—	●	第四十一条	有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備	●
第三十八条	使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備	—	●	第四十二条	使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備	●
第三十九条	放射性物質の漏えいに対処するための設備	—	●	第四十三条	放射性物質の漏えいに対処するための設備	●
第四十条	工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備	—	●	第四十四条	工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備	●
第四十一条	重大事故等への対処に必要な水の供給設備	—	●	第四十五条	重大事故等への対処に必要な水の供給設備	●
第四十二条	電源設備	—	●	第四十六条	電源設備	●
第四十三条	計装設備	—	●	第四十七条	計装設備	●
第四十四条	制御室	—	●	第四十八条	制御室	●
第四十五条	監視測定設備	—	●	第四十九条	監視測定設備	●
第四十六条	緊急時対策所	—	●	第五十条	緊急時対策所	●
第四十七条	通信連絡を行うために必要な設備	—	●	第五十一条	通信連絡を行うために必要な設備	●

【技術基準規則の変更によらず変更する事項】

No.	工事内容	概要	技術基準規則変更によらず実施する設計変更等
1	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋 非常用無停電電源装置の更新工事	非常用無停電電源装置の更新を実施する。	要求事項に変更はないが、設備の更新等の対象に関連する規則条文への適合（左記案件については、申請対象設備の選定により対象を抽出し、関連する規則条文等を明確にした上で、必要な設工認対応を実施する。）
2	前処理建屋 可溶性中性子吸収材濃度計の更新工事	当該計器の信号増幅器、信号変換器等の製造中止に伴い保守が困難な状況であることから、設備更新を実施する。	
3	UO ₃ 粉末分析試料一時保管ボックスの設置	業務契約に基づきアーカイブ試料の保管が必要となることから、一時保管庫を設置する。	
4	屋外消火栓の配置変更工事	屋外消火栓の配置変更工事を実施する。	

【事業指定基準規則の変更によらず実施する設計変更（複数条文に関連）】

No.	設計変更事項	概要	事業変更許可および整理資料における設計要件の追加等
1	固化セル圧力放出系の高性能粒子フィルタの1段から2段への変更	設計基準事故時の公衆への線量を低減するために、固化セル圧力放出系の高性能粒子フィルタを1段から2段に変更する。	要求事項に変更はないが、左記案件に対する設計変更対応を実施。（左記案件については、申請対象設備の選定により対象に抽出したうえで、関連する規則条文を明確にし、必要な設工認対応を実施する）
2	MOX燃料加工施設との共用及び取り合いに係る変更	MOX燃料加工施設へのMOX粉末（混合酸化物貯蔵容器）の払い出しおよびそれに伴う共用を行う。	
3	安全冷却水系冷却塔の設置位置の変更	新たに設置する安全冷却水系冷却塔は、前処理建屋北側に設置するよう位置を変更する。	
4	漏えい液受皿の集液溝を監視する装置の設計	セル漏えいを早期に検知し臨界事故そのものの発生を防ぐ手段の一つとして、漏えい検知のため、セル漏えい監視用のカメラ設備を設計する。	
5	SA設備である環境測定設備（可搬型酸素濃度計、可搬型二酸化炭素濃度計、可搬型窒素酸化物濃度計）について、DB設備としても使用可能とする設計	SAの条文要求に基づき設置する環境測定設備（可搬型酸素濃度計、可搬型二酸化炭素濃度計、可搬型窒素酸化物濃度計）について、DBの条文要求はないものの、許可整合の観点からDBでも使用可能となるよう設計する。	
6	圧縮空気設備の安全圧縮空気系に接続口を設計※	安全上重要な施設である圧縮空気設備の安全圧縮空気系に可搬型空気圧縮機を接続する接続口を設計。	
7	第2低レベル廃棄物貯蔵系の最大保管廃棄能力変更	低レベル固体廃棄物貯蔵設備の第2低レベル廃棄物貯蔵系の最大保管廃棄能力を約50,000本から約55,200本（200ℓドラム缶換算の本数、以降同様）に変更する。	
8	プルトニウムを含む溶液の誤移送防止として一部の配管を物理的に閉止する設計	誤移送による臨界を防止する観点から、現状使用していない移送ラインを物理的に閉止する。	要求事項に変更はないが、左記案件に対する設計変更対応を実施。（当該移送ラインについては、移送できない設計とするため、必要な設工認対応を実施する）
9	敷地及び周辺監視区域並びに安全解析に使用する気象条件の変更	敷地の面積について、約380万m ² から約390万m ² に変更する。平常時及び設計基準事故時の線量評価に用いる気象条件は、至近の観測結果（平成25年4月から平成26年3月の1年間）に基づくものを用いる。	要求事項に変更はなく、当該変更による再評価や設備の改造もないため、基本設計方針への反映は不要の方針ではあるが、各条文で基準への適合性を説明するうえで敷地境界や気象条件を考慮する場合には、当該変更についてインプット条件として適切に反映する。

※安全審査整理資料から設計変更が必要な事項を抽出

許可基準と技術基準規則の紐付け（MOX燃料加工施設）

事業許可基準規則		事業許可基準規則の変更事項 ※変更あり●、変更なし―	事業変更許可の変更事項 ※変更あり●、変更なし―	技術基準規則		技術基準規則の変更事項 ※変更あり●、変更なし―	設計要件等の変更事項 ※変更あり●、変更なし―	変更申請における変更要件
第二条	核燃料物質の臨界防止	―	―	第四条	核燃料物質の臨界防止	―	―	―
第三条	遮蔽等	―	―	第二十二條	遮蔽	―	●	●
第四条	閉じ込めの機能	―	●	第十条	閉じ込めの機能 ※事業変更許可申請書のグローブボックスの内装機器で考慮等の設計変更は閉じ込め機能に分類	―	―	●
				第二十一條	核燃料物質等による汚染の防止	―	―	―
				第二十三條	換気設備	―	―	―
第五条	火災等による損傷の防止	●	―	第十一条	火災等による損傷の防止	―	―	●
第六条	安全機能を有する施設の地盤	●	―	第五条	安全機能を有する施設の地盤	●	―	●
第七条	地震による損傷の防止	●	―	第六条	地震による損傷の防止	●	―	●
第八条	津波による損傷の防止	●	―	第七条	津波による損傷の防止	●	―	●
第九条	外部からの衝撃による損傷の防止	●	―	第八条	外部からの衝撃による損傷の防止	●	―	●
第十条	加工施設への人の不法な侵入等の防止	●	―	第九条	加工施設への人の不法な侵入等の防止	●	―	●
第十一条	溢水による損傷の防止	●	―	第十二條	加工施設内における溢水等による損傷の防止	●	―	●
第十二條	誤操作の防止	●	―	(第十四條 安全機能を有する施設)		―	―	―
第十三條	安全避難通路等	●	―	第十三條	安全避難通路等	●	―	●
第十四條	安全機能を有する施設	●	―	第十四條	安全機能を有する施設	●	―	●
第十五條	設計基準事故の拡大の防止	●	―	(第十四條 安全機能を有する施設)		―	―	―
第十六條	核燃料物質の貯蔵施設	―	―	第十七條	核燃料物質の貯蔵施設	―	―	―
第十七條	廃棄施設	―	―	第二十條	廃棄施設 ※事業許可基準規則の保管廃棄については廃棄施設で分類	―	―	―
第十八條	放射線管理施設	―	―	第十九條	放射線管理施設 ※事業許可基準規則の監視設備のモニタリングポストに係る事項は放射線管理で分類	―	―	●
第十九條	監視設備	●	―					
第二十條	非常用電源設備	―	―	第二十四條	非常用電源設備	―	―	―
第二十一條	通信連絡設備	●	―	第二十五條	通信連絡設備	●	―	●
―	―	―	―	第十五條	材料及び構造	―	―	―
―	―	―	―	※関連する事業許可基準規則の条文： 第四条 閉じ込めの機能		―	―	―
―	―	―	―	第十六條	搬送設備	―	―	―
―	―	―	―	※関連する事業許可基準規則の条文： 第二条 核燃料物質の臨界防止、 第四条 閉じ込めの機能		―	―	―
―	―	―	―	第十八條	警報設備等	―	―	―
―	―	―	―	※関連する事業許可基準規則の条文： 第四条 閉じ込め機能、 第五条 火災による損傷の防止、 第十八條 放射線管理施設		―	―	―
第二十二條	重大事故等の拡大の防止等	●	―	(第三十條 重大事故等対処設備)		―	―	―
第二十三條	火災等による損傷の防止	●	―	第二十九條	火災等による損傷の防止	●	―	●
第二十四條	重大事故等対処施設の地盤	●	―	第二十六條	重大事故等対処施設の地盤	●	―	●
第二十五條	地震による損傷の防止	●	―	第二十七條	地震による損傷の防止	●	―	●
第二十六條	津波による損傷の防止	●	―	第二十八條	津波による損傷の防止	●	―	●
第二十七條	重大事故等対処設備	●	―	第三十條	重大事故等対処設備	●	―	●
―	―	―	―	第三十一條	材料及び構造	●	―	●
第二十八條	臨界事故の拡大を防止するための設備	●	―	第三十二條	臨界事故の拡大を防止するための設備	●	―	●
第二十九條	閉じ込める機能の喪失に対処するための設備	●	―	第三十三條	閉じ込める機能の喪失に対処するための設備	●	―	●
第三十條	工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備	●	―	第三十四條	工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備	●	―	●
第三十一條	重大事故等への対処に必要な水の供給設備	●	―	第三十五條	重大事故等への対処に必要な水の供給設備	●	―	●
第三十二條	電源設備	●	―	第三十六條	電源設備	●	―	●
第三十三條	監視測定設備	●	―	第三十七條	監視測定設備	●	―	●
第三十四條	緊急時対策所	●	―	第三十八條	緊急時対策所	●	―	●
第三十五條	通信連絡を行うために必要な設備	●	―	第三十九條	通信連絡を行うために必要な設備	●	―	●

技術基準規則	変更申請における変更要件 ※該当あり●、該当なし-	建物						設備									
		燃料加工建屋	グローブボックス、グローブボックス内装機器		グローブボックス、グローブボックス内装機器		燃料集合体組立工程搬送設備 組立クレーン	グローブボックス排気設備	非常用発電機	容器		液体廃棄物廃棄設備 ろ過処理装置、オープンポート ボックス	放射線管理施設		通信連絡		
			ペレット一時保管棚 グローブボックス	ペレット一時保管棚	均一化混合装置 グローブボックス ※重大事故の発生を仮定するGB	均一化混合装置				分析済廃液処理装置	ろ過処理装置		ガンマ線エリアモニタ	モニタリングポスト	燃料加工建屋データ収集装置	所内携帯電話	
2項変更	2項変更	1項新規	2項変更	1項新規	2項変更	1項新規	2項新規	1項新規	1項新規	1項新規	1項新規	1項新規	1項新規				
第四条	核燃料物質の臨界防止	-	△	△	○	-	○ ※既設工認で単一ユニットの評価は申請しているが、複数ユニットの評価を申請していないため変更ありとして取り扱う	-	-	○	-	-	-	-	-		
第五条	安全機能を有する施設の地盤	●	□ ※共通事項														
第六条	地震による損傷の防止	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
第七条	津波による損傷の防止	●	□ ※共通事項														
第八条	外部からの衝撃による損傷の防止	●	○ ※防護設備を収納する建屋	-	-	-	-	-	○	○	-	-	-	-	-		
第九条	加工施設への人の不法な侵入等の防止	●	□ ※共通事項														
第十条	閉じ込めの機能	●	○ ※汚染防止の措置	○ ※内装機器に係る設計等	-	○	-	-	○ ※負圧、面速に係る設計要件	-	○	○ ※面速に係る設計要件	-	-	-		
第十一条	火災等による損傷の防止	●	○ ※火災区域の設定、区画構築物の仕様	-	-	○	-	-	○	○	-	○	-	-	-		
第十二条	加工施設内における溢水等による損傷の防止	●	○ ※防護区画の設定	○ ※機能喪失高さの設定等	○	○ ※機能喪失高さの設定等	-	-	○ ※機能喪失高さの設定等	○ ※機能喪失高さの設定等	-	-	-	-	-		
第十三条	安全避難通路等	●	○ ※安全避難通路の設定	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
第十四条	安全機能を有する施設	●	-	○ ※内部発生飛散物に対する考慮等⇒安重GB等	○	○ ※内部発生飛散物に対する考慮等⇒安重GB等	-	-	○ ※内部発生飛散物に対する考慮等	○ ※内部発生飛散物に対する考慮等	-	-	-	○ ※共用	○ ※共用		
第十五条	材料及び構造	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	-	-	-	-		
第十六条	搬送設備	-	-	-	-	○	△	-	-	-	-	-	-	-	-		
第十七条	核燃料物質の貯蔵施設	-	-	-	△	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-		
第十八条	警報設備等	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-		
第十九条	放射線管理施設	●	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	-	-		
第二十条	廃棄施設	-	-	-	-	-	-	○	-	-	○	-	-	-	-		
第二十一条	核燃料物質等による汚染の防止	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
第二十二条	遮蔽	●	○ ※設計変更の反映	△	△	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-		
第二十三条	換気設備	-	-	-	-	○	-	-	○	-	-	-	-	-	-		
第二十四条	非常用電源設備	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-		
第二十五条	通信連絡設備	●	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○		
第二十六条	重大事故等対処施設の地盤	●	□ ※共通事項	□ ※共通事項													
第二十七条	地震による損傷の防止	●	○	○	-	○	-	○	-	-	-	-	-	-	-		
第二十八条	津波による損傷の防止	●	□ ※共通事項	□ ※共通事項													
第二十九条	火災等による損傷の防止	●	-	○	-	○	-	○	-	-	-	-	-	-	-		
第三十条	重大事故等対処設備	●	○	○	-	○	-	○	-	-	-	-	-	-	-		
第三十一条	材料及び構造	●	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
第三十二条	臨界事故の拡大を防止するための設備	●	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
第三十三条	閉じ込める機能の喪失に対処するための設備	●	-	○	-	○	-	○	-	-	-	-	-	-	-		
第三十四条	工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備	●	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
第三十五条	重大事故等への対処に必要な水の供給設備	●	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
第三十六条	電源設備	●	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
第三十七条	監視測定設備	●	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
第三十八条	緊急時対策所	●	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
第三十九条	通信連絡を行うために必要な設備	●	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○		

※凡例：○ 変更あり、△ 変更なし、□ 共通事項、- 該当なし